

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年9月21日（令和5年（行個）諮問第224号ないし同第226号）

答申日：令和6年5月29日（令和6年度（行個）答申第25号ないし同第27号）

事件名：愛媛労働局管内の公共職業安定所で共有されている本人の保有個人情報の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

愛媛労働局管内の公共職業安定所で共有されている本人の保有個人情報の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

愛媛労働局特定部特定課において共有されている本人の保有個人情報の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1ないし3に掲げる各保有個人情報（以下、順に「本件請求保有個人情報1」ないし「本件請求保有個人情報3」といい、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の各開示請求に対し、本件請求保有個人情報1及び本件請求保有個人情報2につき、別紙の4及び5に掲げる保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示し、本件請求保有個人情報3につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと、本件請求保有個人情報3を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年6月1日付け愛媛労発安0601第5-1号、同第5-2号及び同第6号により愛媛労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定、全部開示決定及び不開示決定（以下、順に「原処分1」、「原処分2」及び「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 原処分1及び原処分2

(ア) 趣旨

処分庁の開示が不十分な為、不作為確認を申し立てる。

(イ) 理由

処分庁により開示頂いた「求職詳細（活動履歴一覧表示）」には、他の労働局内のハローワークに対し、メールを送信した記録があります（保有個人情報）。このほかにも保有する個人情報が、存在するものと考えられます。が、しかし、それらの情報提供（教示）や開示／不開示の処分がなされていない為、本申し立てに至る。

イ 原処分3

(ア) 趣旨

処分庁の決定を裁決をもって変更願います。

(イ) 理由

本来、不開示決定通知などありえない。

a 処分庁（特定課）に文書が存在しない事が、ありえない（メール・メモ等含む）。

b もし、処分庁が、本当に不存在であることを早い時点で知ったなら、開示請求の取下げを求めるべきである。が、しかし、処分庁からは、何ら教示（情報提供）がなされないまま不利益処分を行っている。

結果として、開示請求手数料（300円）が無駄になった為、本申し立てに至る。

(2) 意見書1（原処分1及び原処分2共通）

ア 審査請求人が申し立てた審査請求

(ア) 審査請求人は、行政不服審査法3条不作為確認を申し立てております。

(イ) 諮問庁のホームページには、2条処分に対する審査請求の様式しかなく、審査請求人は、錯誤し、2条の様式で、3条不作為確認の申し立てを行いました。

(ウ) 形式的な不備であり、受付段階において当然「補正を命じる」等の措置がなされるべきと考えております（或いは、職権補正が、なされているとも考えられます）。

イ 処分庁の処分について

処分庁は、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」「当該複数の保有個人情報について開示決定等を行った場合は、基本的には、当該複数の開示決定等は1通の通知書により行う（開示決定と不開示決定とがある場合はそれぞれ1通の通知書）。ただし、

各保有個人情報について、その量や開示・不開示の審査の難易度が異なるとの事情により、開示決定等の期限が異なるような場合には、審査が終了し開示決定等をしたものから順次通知することもできる」を無視している。

ウ 審査請求人が不作為と申し立てている文書

(ア) 審査請求人は、令和2年特定日より特定公共職業安定所に対し「一般職業紹介業務取扱要領」にある「他所への紹介依頼」を他の労働局管内4公共職業安定所(略)に対して行う様相談している。

(イ) 「他所への紹介依頼」は、「電話、Eメール、FAX又は文書郵送により、①本人の氏名・住所・連絡先、②求職番号、③「他所への紹介依頼」による広域職業紹介が必要であると判断された事情、④「求職票」やシステムの「求職管理情報」に記録されていない本人の状況、⑤自所の依頼担当者名等を伝える。」とある。

(ウ) これらの事から、所内で協議した記録、依頼した発信文書(Eメール、FAX又は文書郵送)、その回答文書などが存在すると考え開示請求を行っている(新たな開示を求めているものではない)。

(エ) 処分庁は、③の文書に対し、何ら情報提供・教示・文書特定・探索を行っていない。

(オ) なお、不存在であるならば、不開示決定(処分)通知書に、不存在理由を付記すべきである。

エ 補足(瑕疵について)

審査請求人は、理由付記の瑕疵について「理由説明書」や「裁決書」に追完されても瑕疵は治癒されないと考えております。

(3) 意見書2(原処分3)

審査請求人は、処分庁より情報提供・教示、「補正を求める」など一切なされていないにも関わらず、処分庁の不開示決定(不利益所分)は、不適切極まりないものと考えます。

他にも、処分庁は、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」に従わない対応が多数散見しております。

処分庁は、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」を読み、内容を理解したうえで、開示請求手続きを行うべきです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和5年5月16日付け(同月19日受付)で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件請求保有個人情報の各開示請求を行った。

(2) 処分庁は、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和5年6月20日付け(同月23日受付)で、本件各審査請求を提起

したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について（略）

(2) 原処分について

ア 原処分1について

(ア) 諮問庁より処分庁に、審査請求人が主張する本件対象保有個人情報1の不開示とした部分とその理由を確認したところ、愛媛労働局特定所において、審査請求人から開示請求があったため、審査請求人に係る保有個人情報を探索したところ、特定所における審査請求人に関する職業紹介に関する資料（相談状況を記録した求職管理情報の「一覧表示」及び「求職詳細（相談状況詳細表示）」等）が存在したため、法78条1項7号柱書に該当する部分のみ不開示として、原処分1のとおり、当該文書を開示した。

(イ) 原処分1の妥当性について

処分庁は、原処分1において、本件開示請求のうち、「管轄所（特定局特定所）に統合管理されている求職管理情報（特定所）」について、対象となる行政文書を特定し、その一部を不開示としている。

審査請求人は、審査請求書において、種々主張し、原処分1により開示した行政文書のほかに特定すべき行政文書が存在する旨を述べるが、求職管理情報管轄所に統合管理されている特定所における求職管理情報は、原処分1で開示したものが全てであり、その主張は失当である。

原処分1で不開示とした最終更新者IDが法78条1項7号柱書きに掲げる不開示情報に該当することは、情報公開・個人情報保護審査会答申（令和5年5月25日付け令和5年度（行個）答申第15号ほか参照）のとおりであり、いずれにしても、原処分1の結論を左右しない。

イ 原処分2について

(ア) 審査請求人は、審査請求書において、別件開示決定により開示を受けた保有個人情報において、特定所から他所に電子メール（以下、第3において「本件電子メール」という。）を送付した旨が記録されていることから、当該電子メールを本件対象保有個人情報2として特定すべき旨を主張する。

(イ) 諮問庁より処分庁に、本件電子メールについて確認したところ、

「他の労働局内のハローワークに対し、メールを送信した記録」については、特定所がメール送信後、当該メールは破棄しているとのことであり、開示請求があった時点で、既に存在しない。また、処分庁に対し、特定所における本件対象保有個人情報2の有無を改めて確認したところ、原処分2で特定した保有個人情報のほかに存在しないとの回答であった。

(ウ) 原処分2の妥当性について

本件開示請求があった時点で、本件電子メールが不存在であったことは、上記(イ)のとおりであり、その説明に不自然・不合理な点はなく、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、審査請求書において「このほかにも保有する個人情報が、存在するものと考えられます。」と主張するが、審査請求人の主観に基づく憶測だけでは、特定所に本件請求保有個人情報が存在するとの根拠にはならない。

ウ 原処分3について

(ア) 審査請求人は、審査請求書において「理由 本来、不開示決定通知などありえない。a 処分庁(特定課)に文書が存在しない事が、ありえない(メール・メモ等含む)。」と主張するが、諮問庁が、処分庁に審査請求人が主張する本件請求保有個人情報3の不存在理由を確認したところ、「審査請求人から申出のあった内容についての対応は、必要に応じて特定所に電話で指示しており、行政文書は作成していない」、「愛媛労働局特定部特定課においては、個々の求職者に対する職業相談・職業紹介業務を実施していないため、通常、個々の求職者に対する文書を作成及び保管する必要性はないが、審査請求人から開示請求があったため、審査請求人に係る保有個人情報を探索したが、該当文書は存在しなかった」とのことであった。

(イ) 原処分3の妥当性について

処分庁の説明に不自然・不合理な点はなく、審査請求人から原処分3を覆す具体的・客観的な根拠も示されていないことから、諮問庁としても、原処分3は妥当なものと判断する。

(ウ) また、審査請求人は、審査請求書において「b もし、処分庁が、本当に不存在であることを早い時点で知ったなら、開示請求の取り下げを求めるべきである。」と主張するが、文書の開示は、審査請求人からの開示請求により対象行政文書を特定した後、処分庁において保有の有無、該当性を判断し、開示決定等によって審査請求人に通知されるものであり、その主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、本件各審査請求については、原処分は妥当であり、棄

却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年9月21日 諮問の受理（令和5年（行個）諮問第224号ないし同第226号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年10月24日 審査請求人から意見書2及び資料を収受（令和5年（行個）諮問第226号）
- ④ 同月11月2日 審査請求人から意見書1及び資料を収受（令和5年（行個）諮問第224号及び同第225号）
- ⑤ 令和6年4月25日 審議
- ⑥ 同年5月23日 令和5年（行個）諮問第224号ないし同第226号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求保有個人情報1及び本件請求保有個人情報2につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示し、本件請求保有個人情報3につき、これを保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件請求保有個人情報1及び本件請求保有個人情報2につき、他の保有個人情報の特定を求め、本件請求保有個人情報3の開示を求めている。

これについて、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件請求保有個人情報3の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 諮問書添付の開示実施文書によれば、本件対象保有個人情報1は、特定所（特定公共職業安定所をいう。以下同じ。）の審査請求人に関する求職管理情報であり、本件対象保有個人情報2は、審査請求人が過去に特定所に送付した、同所所長宛ての「他所への紹介依頼」の文書等各種の資料であることが認められる。

(2) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2）ア及びイ）において、本件対象保有個人情報の特定の妥当性についておおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1）ア（イ）。以下、2において同じ。）において、本件対象保有個人情報1について、ほ

かに特定すべき保有個人情報が存在する旨述べるが、特定所における審査請求人に係る求職管理情報は、原処分1で開示したものが全てであり、審査請求人の主張は妥当でない。

イ また、審査請求人は、審査請求書において、本件対象保有個人情報2について、原処分1で開示された求職管理情報には、特定所が特定労働局管内のハローワークに対し、メールを送信した旨が記録されていることから、当該メールは本件請求保有個人情報2に該当する旨を主張する。このことについて、処分庁に確認したところ、当該メールは、特定所がメール送信後、廃棄しているとのことであり、開示請求があった時点で、既に存在しておらず、また、特定所において改めて確認したところ、本件対象保有個人情報2の外に本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報は存在しないとのことである。

ウ 以上のことから、本件対象保有個人情報を特定した原処分1及び原処分2は妥当であると考ええる。

(3) 以下検討する。

ア 審査請求人が上記(2)イで主張するメールに関して、当審査会事務局職員をして補足説明を求めさせたところ、諮問庁は、当該メールの内容は、特定労働局管内の安定所に対して、電話で依頼のあった審査請求人に係る個別求人開拓の依頼をしたものであり、メール廃棄の理由は、当該依頼を行った旨を求職管理情報に記録しており、保存の必要がないと判断したため削除したものであるとする。

当審査会において、原処分1で開示された求職管理情報の内容を確認したところ、上述の諮問庁の説明のとおり、審査請求人からの個別求人開拓の依頼について、特定所が特定労働局管内の安定所にメールで依頼した旨が記載されていることが認められ、日常的な業務連絡に係るメールであることに鑑みれば、当該メールは既に廃棄したとする諮問庁の説明に、特段不自然な点があるとは認められない。

イ さらに、審査請求人は、意見書1(上記第2の2(2)ウ)において、審査請求人が特定所に「他所への紹介依頼」を行うよう相談していることから、特定所内で協議した記録や依頼した発信文書(メール、FAX又は文書郵送)等が存在すると主張するが、特定所にこうした文書が存在するとする具体的で客観的な根拠や、それを裏付ける又はうかがわせる事情を示しているとはまではいえない。

そうすると、審査請求人の主張によっても、上記(2)の諮問庁の説明が不自然、不合理であると認めるに足りる事情はなく、これを覆すに足りる特段の事情を認めることもできない。また、処分庁における文書の探索に関して、特段の問題があるとも認められない。

ウ したがって、愛媛労働局において、本件対象保有個人情報の外に本

件請求保有個人情報 1 及び本件請求保有個人情報 2 の開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件請求保有個人情報 3 の保有の有無について

(1) 本件請求保有個人情報 3 は、別紙の 3 に掲げるとおり、愛媛労働局特定部特定課にて共有されている個人情報である。

諮問庁は、理由説明書（上記第 3 の 3 (2) ウ）において、本件請求保有個人情報 3 の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 処分庁に不存在の理由を確認したところ、「審査請求人から申出のあった内容についての対応は、必要に応じて特定所に電話で指示しており、行政文書は作成していない」、「愛媛労働局特定部特定課においては、個々の求職者に対する職業相談・職業紹介業務を実施していないため、通常、個々の求職者に対する文書を作成及び保管する必要はないが、審査請求人から開示請求があったため、審査請求人に係る保有個人情報を探索したが、該当文書は存在しなかった」とのことであった。

イ 処分庁の説明に不自然・不合理な点はなく、審査請求人から原処分 3 を覆す具体的・客観的な根拠も示されていないことから、諮問庁としても、原処分 3 は妥当なものとして判断している。

(2) 審査請求人は、審査請求書及び意見書 2（上記第 2 の 2 (3)）において、不開示決定通知などありえない、不開示決定が不適切である等と主張するが、本件請求保有個人情報 3 に該当する保有個人情報が存在するとする具体的で客観的な根拠や、それを裏付ける又はうかがわせる事情を示しているとはまではいえない。そうすると、審査請求人の主張によっても、上記 (1) の諮問庁の説明が不自然、不合理であると認めるに足りる事情はなく、これを覆すに足りる特段の事情を認めることもできない。また、処分庁における文書の探索に関して、特段の問題があるとも認められない。

したがって、愛媛労働局において、本件請求保有個人情報 3 を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の各開示請求に対し、本件請求保有個人情報 1 及び本件請求保有個人情報 2 につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示し、本件請求保有個人情報 3 につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、愛媛労働局において本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報 1 及び本件請求保有個人情

報2の開示請求の対象として特定すべき保有個人情報並びに本件請求保有個人情報3のいずれも保有しているとは認められないので、いずれも妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

- 1 本件請求保有個人情報1（諮問第224号）
愛媛労働局管内特定所（ハローワーク）に存在する請求人の個人情報全ての開示を求めます。具体的には、以下の通りです。
（2）管轄所（特定局特定所）に統合管理されている求職管理情報（特定所） 一覧表示・詳細画面（1コメントにつきA4サイズ横置き1枚に表示）古い順番にカラー表示願います。

- 2 本件請求保有個人情報2（諮問第225号）
愛媛労働局管内特定所（ハローワーク）に存在する請求人の個人情報全ての開示を求めます。具体的には、以下の通りです。
（4）同じく各所内で共有している個人情報（特定所）

- 3 本件請求保有個人情報3（諮問第226号）
愛媛労働局に存在する請求人の個人情報全ての開示を求めます。具体的には、以下の通りです。
（3）愛媛労働局特定部特定課にて共有されている個人情報（愛媛局）

- 4 本件対象保有個人情報1（諮問第224号）
（2）特定所における求職管理情報（一覧表示・詳細画面）

- 5 本件対象保有個人情報2（諮問第225号）
（4）特定所にて共有している個人情報。